

令和8年度お買い物ミニデイ事業業務仕様書

1 業務名

令和8年度お買い物ミニデイ事業業務

2 目的

本市では今後、75歳以上の高齢者、高齢単身世帯の増加が見込まれ、また、高齢者の日常生活における困りごとでは買い物が上位となっている。

そこで、在宅の高齢者を自宅からスーパーマーケットまで送迎し、健康づくり運動やレクリエーションに加えお買い物を行う「お買い物ミニデイ事業業務」（以下「本業務」という。）を実施することで、買い物支援と閉じこもり予防を図り、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指すものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の位置づけ

介護保険における地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業 サービス・活動事業における通所型サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動）として実施する。

なお、本業務は介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ロに基づく「第1号通所事業」に該当し、非課税事業となる。

5 実施会場

(1) 実施会場

本契約の受託を受けようとするものは、市内のスーパーマーケットのうち本業務が効果的で効率的に行える店舗を選定し、本市に提案するものとする。

(2) 実施会場に要する経費

会場を使用するのに要する経費は、本契約を受託したもの（以下「受託者」という。）が会場提供者と協議するものとし、当該費用については、受託者負担とする。

6 実施日時

(1) 実施日

お買い物ミニデイを行うグループを定員8名とし、グループごとに毎週1回、曜日を固定し実施する（祝日、年末年始等を除く）ものとする。

ただし、本業務が初年度の取り組みのため、利用者の募集状況、調整状況を踏まえ、概ね次のスケジュールで、段階的に3グループを開始するものとする。

なお、受託者は、悪天候等により実施困難と判断した場合は、本市に協議のうえ実施の可否について決定し、中止の場合は、利用者及び実施会場へ連絡すること。

区分	開始予定	見込み回数	見込み回数合計
1グループ	令和8年 7月から	月4回×9か月＝36回	64回
2グループ	令和8年11月から	月4回×5か月＝20回	
3グループ	令和9年 2月から	月4回×2か月＝ 8回	

(2) 実施時間

実施会場での活動は概ね10時から13時までとし、当該時間に間に合うように送迎、会場準備等を行うものとする。

7 従事者の配置

下記の者を従事者として配置すること。

(1) 責任者1名

介護予防教室の指導経験者又は通所介護サービス従事経験者

なお、他従事者に対し、高齢者の介護予防・自立支援に資する関わり方、接遇について指導できるものとする。

(2) 補助職員1名

受託者の職員とし、責任者と連携をとって本業務を遂行できる者とする。

(3) サポーター1名

本市シルバー人材センターへ依頼するなど本市の元気な高齢者を配置すること。

なお、当該費用は受託者負担とする。

8 業務の概要

(1) 業務の対象者

65歳以上の市民で、下記のいずれかの要件に該当する者

- ① 要介護・要支援認定を受けた者のうち、要支援1又は2の者
- ② 基本チェックリスト判定による総合事業対象者

(2) 業務内容

① リーフレット等の作成

受託者は、事業周知のためのリーフレット等を作成し、本市へ提出すること。

② 利用者の決定

利用希望者の申込み窓口、利用の決定は角田市地域包括支援センターが行うものとする。

受託者は、担当ケアマネジャーとの打合せやサービス担当者会議に出席し、利用者に事業の内容、進め方、効果、リスク、緊急時の対応等を説明し利用者及び家族から同意を得ること。

③ 体験利用

担当ケアマネジャー等から体験利用について相談があった場合は、本業務の実施に支障がない範

囲で行うものとする。

(3) サービスの提供場所

サービスの提供は、原則として実施会場内で行うものとする。

ただし、安全面、サービス提供体制面に問題がない場合に限り、実施会場外での提供も可能とする。

なお、その際は、事前に本市に相談し、承諾を得ること。

(4) 利用者負担

1回参加あたり500円を利用者負担とし、受託者が、毎回、徴収し領収書を発行すること。また、その際の留意事項は次のとおり

- ① 利用者負担金は、受託者の収入とする。
- ② 体験利用の場合は、利用者負担金は徴収しない。
- ③ やむを得ず利用者が途中で帰宅する場合の交通費等は、利用者の自己負担とする。

(5) 利用者の送迎

利用者の自宅と実施会場間の送迎は、受託者が行う。

また、利用者の欠席連絡を受託者が受けるものとする。

なお、万が一事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な処置をとること。

(6) 安全管理体制の整備

① 利用者の体調確認

事業の事前事後に体調確認を行い、必要に応じて利用の中止、医療機関受診等の措置をとること。

② 安全管理マニュアルの作成

事故発生時の対応を含め安全管理マニュアルを作成し、事業開始前に本市に提出すること。

③ 保険の加入

利用者の自宅から会場までの往復・会場内での事故に備え、受託者において次の条件を満たした保険に加入すること。

1) 送迎する自動車での事故に関する保険

対人賠償責任保険 無制限

対物賠償責任保険 無制限

利用者の傷害 2,000万円以上

2) それ以外の保険

死亡 300万円以上

入院1日 3,000円以上

通院1日 1,500円以上

④ 事故等の報告

事故等が発生した場合は、速やかに事故等報告書を提出すること。

(8) サービスの提供内容

① 健康づくり運動やレクリエーション

体調確認、健康づくり運動、脳トレ等の介護予防に資するもの、レクリエーション、昼食等の交流などを行う。

なお、昼食は利用者が自分で準備（実施会場で購入など）するものとする。

② 買い物支援

利用者が実施会場で自分のペースで買い物を行えるよう支援する。

なお、購入費用は利用者負担とする。

③ 社会的役割の創出

実施会場の片付けや清掃、利用者が可能な範囲での役割を担う場面を設けること。

⑤ 個別評価の実施及び評価票の提出

6か月に1回は、体力測定（TUGテスト、開眼片足立ち、握力など）、後期高齢者の質問票等行うとともに、個別評価票（任意様式）をもって利用者にフィードバックすること。

なお、その写しを本市に提出すること。

⑥ 記録及び報告

業務日誌（利用者の記録、実施内容、従事者等を記載）を翌月5日までに本市へ提出すること。

⑦ サービス担当者会議への出席

受託者は、担当ケアマネジャー等が開催するサービス担当者会議に出席すること。

なお、出席が難しい場合は、利用者の状況等について書面で提出するなど担当ケアマネジャーと連携を図ること。

⑧ 年度報告書の提出

事業の実施状況を取りまとめた報告書を年度末に本市に提出すること。

9 委託料等

委託料は、上記6（1）の実施見込み回数を踏まえて、お買い物ミニデイ1回当たりの単価契約とし、実施回数に応じて支払うものとする。

なお、実施見込み回数は、利用者の募集状況、調整状況により減少する場合があるものとする。

10 遵守事項

委託事業の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 介護保険法、同法に基づく政省令及び通知等に規定する事項
- (2) 個人情報の保護に関することとして、別記に定める事項
- (3) 仕様書に掲げる事項のほか、市が委託事業の実施に関し特に指示した事項

11 その他の事項

本仕様書に記載のない事項については、市と受託者で協議のうえ、定めるものとする。

「個人情報取扱特記事項」

(基本事項)

第1 この契約により、角田市（以下「発注者」という。）から業務等の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）は、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報であって、業務に関して知り得たものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。

(適正な管理)

第2 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、この契約に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受託者は、その使用する者が在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 受託者は、この契約に係る業務に関して、個人情報を収集するときは、当該契約に係る事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受託者は、発注者の指示又は承諾のあるときを除き、この契約による業務を第三者に委託してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 受託者は、発注者の指示又は承諾のあるときを除き、この契約による業務に係る、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査)

第9 発注者は、受託者が契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(契約解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。